

滋賀県モーターボート競走事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案および滋賀県モーターボート競走事業に従事する企業職員の給与の種類および基準に関する条例案について

1. 趣旨

現在、本県モーターボート競走事業においては、地方公営企業法（以下「法」という。）の一部を適用し企業会計を導入しているところです。

コロナ禍を経て近年の経営環境等を鑑みるに、次に挙げられるような変化が生じ、新たな組織的な課題が発生しています。

- ・マーケットの拡大が進み、全国 24 場間および他の公営競技との競争が激化し、組織の意思決定に一層のスピード感が求められるようになった。
- ・発売の広域化とともに、業界が一丸となって取り組む施策も多くなり、中央団体をはじめ関係団体と調整する機会が増加した。
- ・地域に必要とされるボートレース場となるため、スポーツ振興や地域振興、ギャンブル依存症対策など、これまでに無かった多様な役割が求められるようになった。

これらの課題に対応するため、一定期間の任期を確保した管理者を設置することで、安定的な収益確保を目指した施策を中長期的に展開し、また、任期内で培った業界内での影響力の下、調整や折衝を円滑に行い、加えて独立した組織として迅速な意思決定や経営判断が可能となるよう、法を全部適用します。このことに伴い、各条例を整備しようとするものです。

2. 各条例案の主な内容

(1) 滋賀県モーターボート競走事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案

- ①法の規定全部を令和8年4月1日から適用することとします。
- ②管理者として滋賀県びわこボートレース事業庁長（以下「庁長」と言う。）を設置し、滋賀県びわこボートレース事業庁を設けます。
- ③滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例において、競走事業の管理者の項目を追加し、給料月額を、88万円を超えない範囲内において知事が定める額とし、退職手当の支給割合を100分の24.1とします。
- ④その他関係条例（滋賀県議会の保有する個人情報の保護に関する条例等）について所要の改正を行います。

(2) 滋賀県モーターボート競走事業に従事する企業職員の給与の種類および基準に関する条例案

- ①法第38条第4項の規定に基づき、給与の種類および基準を定めます。
- ②給与の種類は、給料および手当とします。
- ③給料表は企業管理規程で定めます。
- ④手当の種類は、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣手当等、退職手当とします。
- ⑤その他関係条例（滋賀県一般職の任期付職員の採用等に関する条例等）について所要の改正を行います。

3. 施行期日

令和8年4月1日

参考資料

総務・企画・公室常任委員会 資料6
令和7年(2025年)10月9日
総務部 びわこボートレース局

モーター ボート競走事業における地方公営企業法全部適用 への移行検討結果について

1. はじめに

びわこボートレース場が果たすべき最大の使命は、モーター ボート競走事業を運営することで収益を生み出し、一般会計への繰出金を確保し、県財政に貢献することです。

近年、我々は、平成27年度に「びわこボートレース場地方公営企業法適用方針（以下、「方針」という。）」を策定し、地方公営企業法（以下、「法」という。）の一部適用を採用、それにより、平成29年度より企業会計を導入した後は、令和5年度にびわこボートレース局に改組し人員を増加するなどの組織強化を図ってきました。

方針の策定から10年目を迎える中、コロナ禍を経て経営環境等が大きく変化していることを踏まえ、昨年度策定した「びわこボートレース場中期経営計画2025」において、法の全部適用への移行を改めて検討するよう位置付けました。

2. 法の適用について

法を適用するにあたっては、財務規定のみ適用する一部適用と、組織規定や身分取扱についても適用する全部適用とに分かれます。企業庁は創設以来、病院事業庁は平成18年度以降、法の全部適用を採用しています。

(●：適用 ×：非適用)

法の規定	概要	一部適用	全部適用
財務規定	公営企業会計方式の採用	●	●
組織規定	管理者の設置、条例による組織の設置	×	●
職員の身分取扱	地方公務員法等の一部を適用除外 職員の任免は管理者が行う	×	●

先述のとおり、我々は平成27年当時、方針での検討の結果、法の財務規定のみを導入しましたが、その理由について、以下のとおり整理しました。

- ・企業会計を導入することで収益事業としての位置づけを明確化できる。
- ・減価償却費を計上することで計画的な施設管理や機械更新が可能となる。
- ・全部適用し組織として独立した場合、新たな業務が発生し、非効率になるなどの懸念がある。
また、管理者の設置により人件費が増加することとなる。

3. 法の一部適用の成果

法の一部適用を行ったことにより、実際、赤字か黒字かを明らかにするという、収益事業として極めて当たり前のことを実現することが可能となりました。

また、減価償却費を計上することで計画的な施設管理費用を留保することが可能となり、職員に経常利益や純利益を追い求める意識が醸成されました。

売上も徐々に回復し、令和2年度に30年ぶりに記録を更新して以降、令和に入って3度も記録を更新し、加えて繰出金も方針策定時の10倍以上に増加しました。それに伴い、起債残高はゼロとなり、建設改良積立金が積み立てられるなど、財務体質的にも極めて強化されました。

単位：億円

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
売上	278.3	347.1	393.4	382.3	401.1	675.3	722.4	693.5	735.7	669.7
うちネット投票	93.6	126.3	164.4	178.7	223.7	488.9	525.0	524.9	545.1	500.0
割合	33.6%	36.4%	41.8%	46.7%	55.8%	72.4%	72.7%	75.7%	74.1%	74.7%
純利益	-	-	5.5	9.5	14.0	40.0	28.3	21.0	17.3	14.1
繰出金	2.0	3.0	4.0	4.0	4.0	20.0	30.0	25.0	23.0	22.0
起債残高	45.3	42.2	39.1	37.0	35.0	23.8	-	-	-	-
建設改良積立金	-	-	-	5.5	4.7	5.1	24.0	50.3	67.7	82.1

※H28年度までは官庁会計のため、純利益と建設改良積立金は無し

4. 近年の状況

しかし一方で、方針の策定から10年が経過し、経営環境等の変化により新たな組織的な課題が発生しております。

- ・マーケットの拡大が進み、ネット投票でどの場の舟券でも買うことができるようになり、全国24場間および他の公営競技との競争が激化した結果、組織の意思決定に一層のスピード感が求められる様になった。
- ・発売の広域化と共に、業界が一丸となって取り組む施策も多くなり、中央団体をはじめ関係団体と調整する機会が増加した。
- ・地域に必要とされるボートレース場となるため、スポーツ振興や地域振興、ギャンブル依存症対策など、これまでに無かった多様な役割が求められるようになった。
- ・法の全部適用は業界から強く勧められている施策であるが、全部適用への移行を進める団体は方針策定時からさらに増加し、現在、全部適用をしていないのは、全国24場の主たる施行者中5団体、実質的には民間へ包括委託していない3団体のみとなった。

時点	法の適用状況		
	全部適用	一部適用	適用なし
H27年度（方針策定時）	8団体	4団体	12団体
R7年度	19団体	4団体	1団体

一部適用の4団体：江戸川（民間へ包括委託）、津、滋賀、福岡

適用なしの1団体：桐生（民間へ包括委託）

また、従来からボートレースを運営するにあたっては、地域や選手、運営団体、中央団体、他場など、多くの団体や組織と調整しながら運用する必要があるため、関係の継続性が強く求められやすい傾向にあります。

5. 法の全部適用の検討結果

これらのことと踏まえ、以下のとおり対応したいと考えます。

【結論】

全部適用の採用

【理由】

- ・管理者に一定期間の任期を確保することにより、安定的な収益確保を目指した施策を中長期的に展開できるようになること。
- ・管理者を設置することにより、業界内で一定の影響力を発揮することで、レースの誘致や開催日程の調整等、中央団体や他場施行者との調整・折衝が円滑に進むことが期待されること。
- ・企業庁や病院事業庁と同様に組織として独立し、かつ管理者を置くことで、迅速な意思決定や経営判断が可能となること
- ・法の一部適用を採用した際の懸念（業務の非効率化や人件費増）は、経営環境の改善等により大きな障害とならなくなつたこと。

【適用時期】

可能な限り速やかに移行を進めることから、令和8年度からの導入を目指します。

6. 今後の予定

令和7年11月 11月定例会議に関係条例を上程

令和8年4月 法の全部適用開始